

新潟市被災者見守り・相談支援等事業について

1 目的

被災者がそれぞれの環境において安心した日常生活を営むことができるよう、(仮)新潟市ささえあいセンターを設置して、個別訪問により、孤立するおそれのある方への見守りや日常生活上の相談を行うとともに、支援機関へつなぐ等の支援を行う。

2 支援対象者

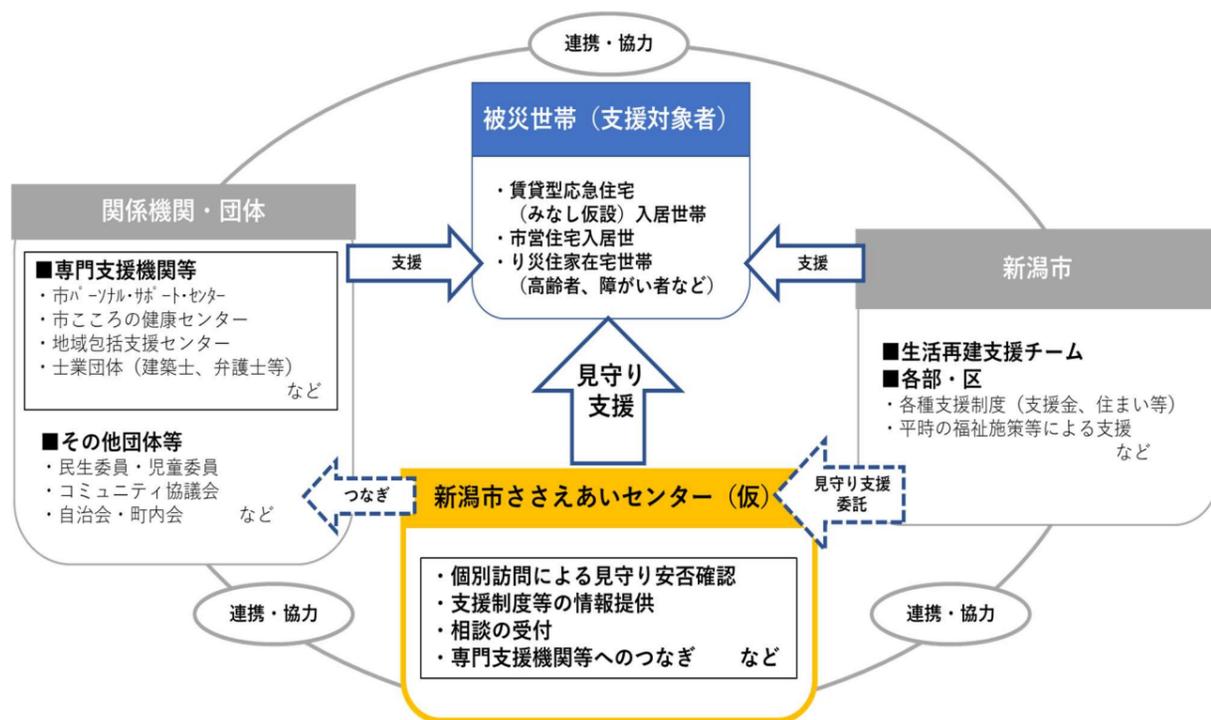
- ①賃貸型応急住宅(みなし仮設)入居世帯
- ②市営住宅入居世帯
- ③被災住家在宅世帯(高齢者、障がい者など) ※

合計約 2,300 世帯

半壊以上の約 4,500 世帯の半数程度と想定

※ 被災世帯への調査の実施や民生委員、地域コミュニティなどからの聞き取りにより対象者を把握。被災の程度にかかわらず、地震に伴う悩みや困りごとに対応

3 支援スキーム



4 事業期間 令和6年8月(予定)から平時の支援への移行まで(2~3年間を想定)

5 予算

・歳入 国庫支出金※ 50,000 千円
・歳出 委託料 151,400千円

(国庫支出金 50,000 千円、一般財源 101,400千円)

※生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(厚生労働省) 補助率 10/10

6 センター設置までの流れ

支援対象の把握

【6月24日から】 半壊以上約4500世帯に調査を実施(7月17日〆切)

- 被害の大きい半壊以上の被災世帯の健康面・生活再建の状況の実情を把握
- 約4500世帯に個別に郵送にて、調査票を送付

【調査項目】

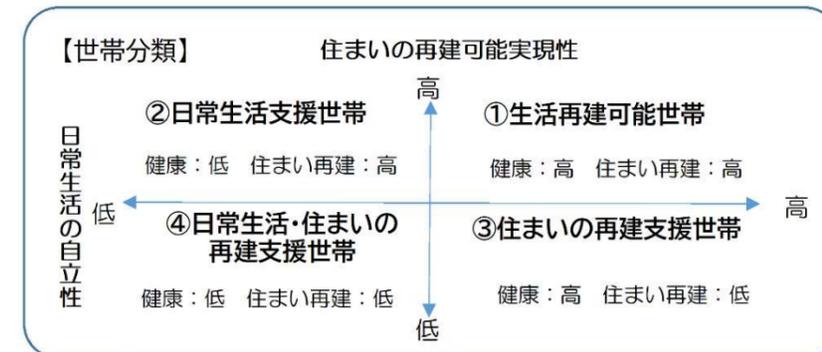
個別訪問の希望の有無や、健康面・住まいの再建状況その他困りごとの状況

- 被害状況が半壊未満の世帯であっても、支援を必要とする世帯を把握した場合は、随時、対象世帯として支援

被災世帯の分析

【7月中旬から8月下旬】 調査結果に基づく被災世帯の分類等

- 調査結果により、継続的な支援が必要な被災世帯を4つに分類



- 調査未回答世帯に対しては、電話連絡等により回答意思等の状況を確認
- 明らかにリスクの高い世帯は、個別に電話連絡、訪問等により安否確認等実施

世帯に応じた支援

【8月下旬】(仮)ささえあいセンター設置・世帯分類に応じた見守り・相談等実施

- 外部委託により「(仮)ささえあいセンター」を設置
- 世帯分類上②~④世帯の世帯に区分に応じた「見守り」「相談」の実施
- 相談内容に応じて適切な支援先・支援手段への「つなぎ」を実施
- 「見守り」「相談」「つなぎ」を通じて対象世帯の①世帯への移行を目指す

【主なつなぎ先】

- ・社協・地域包括支援センター・社会福祉法人・ケアマネジャー
- ・相談支援専門員(障がい)・生活困窮者自立相談支援機関
- ・専門家(弁護士・司法書士・FP・建築士・宅建業者・不動産鑑定士等)
- ・ハローワーク・医療機関・NPO・行政(福祉部・建築部・区役所など)

生活再建の実現